

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	令和5年11月28日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム中之口愛宕の園		指摘事項なし。	
2	実地	短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム中之口愛宕の園			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
3	令和5年12月1日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム新潟北愛宕の園		指摘事項なし。	
4	実地	短期入所生活介護事業所 ショートステイ新潟北愛宕の園			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
5	令和5年12月5日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム なぎさの里	施設 会計	計算書類に対する注記について、「有形固定資産の取得価格、減価償却累計額」が計算書類ならびに財産目録の金額と一致していませんでした。有形リース資産の取り扱いによるものとのことでしたが、「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」第2条に基づいて、整合性の取れた書類の作成を行ってください。	差異の原因となった有形リース資産は令和3年度に減価償却が終了し、期末帳簿価額が0円となっている資産でした。今後の減価償却には影響が出ない資産と考えられるため、令和5年度の計算書類より、会計ソフトの「器具及び備品」の合計額から当該有形リース資産を「有形リース資産」び金額として実際に合わせて集計を行い、計算書類ならびに財産目録へ反映させます。
6	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム なぎさの里			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
7	令和5年12月12日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム ながうらの郷		指摘事項なし。	
8	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム ながうらの郷			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	令和5年12月14日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム かんばらの里		指摘事項なし。	
10	実地	短期入所生活介護 事業所 老人短期入所事業か んばらの里			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
11	令和5年12月20日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホームはさぎの里		指摘事項なし。	
12	実地	短期入所生活介護事業所 老人短期入所事業はさぎの里			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
13	令和6年2月6日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム こすど蒼丘の里		指摘事項なし。	
14	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム こすど蒼丘の里			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
15	令和5年12月26日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) なかかんの里		指摘事項なし。	
16	実地	短期入所生活介護事業所 なかかんの里			



令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
17	令和5年12月27日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 河渡の郷	短期	短期入所生活介護計画について、利用者の同意を得ずにサービス提供を行っていました。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第156条に基づき、サービス提供前に計画を作成し、利用者に説明して同意を得てください。また、その同意書を適切に保管してください。	今後は、利用開始前までに、計画書を作成し、利用者へ説明と同意を得てから、計画書に基づき利用を開始して行きます。また、同意書についても、利用者毎のファイルに保管していきます。
18	実地	短期入所生活介護 事業所	施設 会計	各計算書類について、各事業区分の内訳を表す第二様式及び各拠点区分の内訳を表す第三様式が、それぞれ各サービス区分の内訳を表す内容となっていました。社会福祉法人会計基準第7条の2に基づき、第二様式及び第三様式の各種内訳表を適切に作成してください。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定
			施設 会計	補助金等の収入について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について25(1)別添3」に基づき、資金収支計算書にて「雑収入」ではなく「補助金事業収入」として計上してください。同じく、事業活動計算書にて「その他の収益」ではなく「補助金収益」として計上してください。さらに、附属明細書における補助金事業等収益明細書の記載内容が全て空欄となっていましたので、社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて25(1)別紙3(③)」に基づき、明細書を適切に作成してください。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定
			施設 会計	各拠点区分における資金収支計算書の当期末支払資金残高と、貸借対照表の当年度末支払資金残高が一致していませんでした。貸借対照表における「その他流動資産」及び「その他流動負債」について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金及び支払の期限が到来する場合は「1年以内回収予定事業区分間長期貸付金」及び「1年以内返済予定事業区分間長期借入金」として計上し、それ以外の場合は「事業区分間長期貸付金」及び「事業区分間長期借入金」として計上することで、各計算書類の整合性が取れる状態とってください。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定
			施設 会計	附属明細書における借入金明細書について、社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて25(1)別紙3(①)」に基づき、明細書記載の期間内に完済した借入金がある場合でも期首残高や当期償還額等を記載し、完済した旨を明確に示してください。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
			施設 会計	貸借対照表におけるその他積立資産について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて19及び25(1)別紙3(⑫)」に基づき、次の対応を行ってください。「積立目的に応じた具体的な積立資産の名称を記載する(例:人件費積立資産)」、「純資産の部に積立資産と同額・同目的名称の積立金を計上する」、「附属明細書の積立金・積立資産明細書を適正に作成する」。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定
			施設 会計	附属明細書における基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書について、法人全体のもののみが作成されていました。社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて25(1)別紙3(⑧)」に基づき、当該明細書は拠点区分ごとに作成してください。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定
			施設 会計	各附属明細書に記載される拠点区分名称について、正しい名称が記載されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて25各別紙」に基づき、正しい拠点区分名称を記載してください。	第22期決算報告書(令和5年4月1日～令和6年3月31日)より適切に作成予定

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
19	令和6年1月10日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム ジェロントピア新潟	施設 会計	経理規程第73条に基づき、適正な業者数による見積もり合わせを行い、相手先を決定してください。経理規程によらない業者数での見積もり合わせを行う場合や、やむを得ない理由等により一者随意契約を行う場合は、伺書等に理由を明記しておいてください。	運営指導以降、規程にある基準金額に応じた見積り合わせや随意契約の理由明記を遵守しています。
20	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム ジェロントピア新潟	施設 会計	経理規程第75条により契約書の作成を省略できる場合を除き、競争により落札者を決定したときや随意契約の相手方を決定したときは、同第74条に基づき、適正に契約書を作成してください。	指導監査以降の契約は相手方に契約書の作成を依頼しています。

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
21	令和6年1月11日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホームばんだい桜園	特養	施設入所時における個別機能訓練加算の算定について、初回の個別機能訓練計画を作成する際、それに相当する内容を初回の施設サービス計画の中に記載していました。しかし、施設サービス計画作成時のサービス担当者会議等の記録が無く、「多職種共同による個別機能訓練計画作成」という加算要件が満たされていません。「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準注12」及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5(14)により準用される4(7)」に基づき、記録が無いにも関わらず個別機能訓練計画の内容を施設サービス計画への記載により代用し算定していた利用者の個別機能訓練加算分の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	指摘事項につきましては、サービス担当者会議を開催し、その会議録の中に、多職種共同で協議した記録を残すように改善しています。過誤調整については、平成31年2月分から令和6年1月分まで実施。利用者負担分についても、該当者へ案内済みです。
22	実地	短期入所生活介護事業所 ショートステイばんだい桜園			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
23	令和6年1月12日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 柳都の杜		指摘事項なし。	
24	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム 柳都の杜			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
25	令和6年2月6日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 白根そよ風の杜		指摘事項なし。	
26	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム 白根そよ風の杜			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
27	令和6年1月17日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 山王苑にいがた	特養	看取り介護加算の算定要件、看取りに関する職員研修が実施されていませんでした。「厚生労働大臣が定める施設基準五十四」ならびに、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準ヲ注1」に適合せず請求した看取り介護加算については、過去5年に遡って過誤調整の処理を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	加算過誤調整処理については、別紙内訳表の通りR4年度分(17名分¥1,133,410円)を公費(3月10日請求分にて過誤調整申し立てを実施、5月入金時に返金完了)、利用者返金分については現在、利用者家族との調整を実施中となっており、5月末までに全ての返金を完了する予定となっています。
28	実地	短期入所生活介護 事業所 ショートステイ山王苑 にいがた			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
29	令和6年1月18日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム風の笛	施設 会計	<p>計算書類に対する注記について、社会福祉法人会計基準第29条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙1、別紙2に基づき、以下の事項に留意したうえで作成してください。</p> <p>「2. 重要な会計方針の変更」について現状に則して修正(変更がなければ項目記載不要)</p> <p>「4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分」について、サービス区分を正しく表記する</p> <p>「5. 基本財産の増減の内容及び金額」について、明細書からの転記誤りを修正</p> <p>「7. 担保に供している資産」について、明細書からの転記誤りを修正</p> <p>「8. 固定資産の取得価額～」は「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」について記載する。</p>	<p>今回決算書類作成時に「注記」書類の修正を行います。他の拠点の注記もあわせて修正を行います。</p>
30	実地	短期入所生活介護事業所 ショートステイ風の笛			



令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
31	令和6年1月19日	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム 花見の里		指摘事項なし。	
32	実地	短期入所生活介護 事業所 特別養護老人ホーム 花見の里			

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
33	令和6年2月29日	社会福祉法人 常陽会	法人 運営	計算書類上、収益事業に事業区分間繰入金収益が計上されており、社会福祉事業や公益事業の収入が収益事業に充てられていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、社会福祉事業や公益事業で得た収入を収益事業に充ててください。	今後は自動仕訳に頼らず、正しく処理されていることを決算時に再度確認するとともに、必要に応じて、手仕訳にて修正を行うことで正しく表示されるようにします。 なお、令和4年度の収益事業は、他事業への繰入金支出、他事業からの繰入金収益計上前で2,043,448円の黒字となっています。また、税制上のみなし寄附に関するメリットを享受するため、保有する預金残高は社会福祉事業にその全額を繰り入れています。したがって、実際のところ、令和4年度において、社会福祉事業や公益事業の収入が収益事業に充てられているわけではありません。
34	10:00～15:30	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ソフィア輝	法人 運営	社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」及び社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、役員等報酬規程について次の箇所を修正し、評議員会にて決議を得てください。「第1条に記載の「21条」を「22条」に修正」、「第5条、第6条(1)、第8条、第9条、第10条、第11条に記載の「規定」の文言を「規程」に修正」、「第6条の職員給与規程第23条(1)の内容を記載する」、「別表3の「最終」の文言を削除」、「別表3の「係数」の内容を記載する」。	令和6年6月開催の評議員会において、役員報酬規程修正の決議を得ます。
35	実地	短期入所生活介護事業所 ソフィア輝	法人 運営	重要な役割を担う職員(施設長等)の理事会決議による選任について、理事会での事後報告による決議となっていた事例がありました。社会福祉法第45条の13第4項第3号及び定款第23条第2項に基づき、「施設長等」は理事会での事前決議に基づき選任してください。なお、当法人における「施設長等」の定義を変更する場合は、定款細則第11条を改正してください。	令和6年3月28日の理事会において、定款細則第11条改正の決議を得ました。
			法人 運営	平成12年12月1日付社援第2618号「社会福祉法人の認可について」第2の2に基づき、定款第29条(資産の区分)について、次の事項を修正してください。「社会福祉事業の用に供する法人所有財産について、全て基本財産として定款に掲載する」、「法人所有財産の箇所について、収益事業用財産の記述を追加する」、「第2項(1)ケアハウス(サンパレス輝)の敷地面積を登記内容と一致させる」。	令和6年6月開催の評議員会において定款変更の決議を得ます。
			法人 会計	定款第37条「公益事業」ならびに第38条「収益事業」に定めがあるにもかかわらず、経理規程第6条第4項に記載が無い事業がありました。現在、休止中や実施を検討中とのことですが、「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」第10条第2項に基づき、サービス区分を設けてください。また、休止中であっても同基準第7条の2に基づいて、計算書類を作成してください。	休止中の事業につきましては計算書類を作成します。今後行う予定の無い事業につきましては定款から削除します。

令和5年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設運営指導実施結果

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
			法人 会計	<p>計算書類に対する注記について、常陽会新潟西拠点区分が作成されていません。「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」第29条第4項に基づき、拠点区分ごとに作成してください。また「常陽会駅南拠点区分」が2つ作成され、WAMNETに掲載されていました。計算書類等作成時は真実な内容を明瞭に表示してください。</p>	<p>「常陽会駅南拠点区分」の2つめについては、内容としては、「常陽会新潟西拠点区分」のものでしたが、見出しを誤って、「常陽会駅南拠点区分」としてしまっていました。今後は、これまで以上に相互チェックを行い、誤りがないようにします。</p>
			法人 会計	<p>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、必要な処理がなされないまま作成しており、不明瞭な内容となっています。「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」第30条第2項において、「計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない」とされているので、計算書類等作成時は真実な内容を明瞭に表示してください。</p>	<p>今後は自動仕訳に頼らず、正しく処理されていることを決算時に再度確認するとともに、必要に応じて、手仕訳にて修正を行うことで正しく表示されるようにします。</p>
			法人 会計	<p>貸借対照表及び財産目録について、定款に定める基本財産(土地)で計上されていないものがありました。「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」第2条第1号に基づき、表示を定款と一致させてください。また、財産目録の「場所・数量等」欄の記載方法を統一してください。</p>	<p>令和5年度決算より、貸借対照表及び財産目録について、表示を定款と一致させます。また、財産目録の「場所・数量等」欄の記載方法を統一します。</p>
			特養	<p>個別機能訓練加算の算定について、「多職種共同による個別機能訓練計画作成」とその評価という加算要件が満たされていない計画書がありました。「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準注12」及び「指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5(14)により準用される4(7)」に基づき、多職種共同による計画の作成、評価がされていないにも関わらず算定していた期間の利用者の個別機能訓練加算分の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。</p>	<p>当該加算の趣旨を踏まえ、適正な運用に努め、多職種共同によりご利用者の状態に合わせた目標、実施方法等の内容とする個別機能訓練計画書の作成、評価の実施を行います。共同制作に参加した業種、職員については個別機能訓練計画書に記載し、正確に記録に残すこととします。平成31年3月1日から令和6年2月29日の5年間で個別機能訓練計画書を多職種共同で評価・作成した記録が確認出来ず算定要件を満たしていない事例につきましては、個別機能訓練加算分の給付費の過誤調整を行い、利用者負担金の返還を行います。詳細については、新潟市2307件、利用者負担金1,053,049円、新潟市以外、90件、1,585円の返還となりましたので、返還の手続きを進めます。</p>